

国家公務員制度改革推進本部顧問会議（第4回） 議事概要

1 日時： 平成20年11月14日（金） 18：00～19：25

2 場所： 官邸4階大会議室

3 出席者：

（顧問・50音順、敬称略）

岩田喜美枝、岡村正、川戸恵子、堺屋太一、桜井正光、御手洗富士夫、屋山太郎

※麻生渡顧問、佐々木毅顧問、高木剛顧問、田中一昭顧問は欠席

（政府）

甘利明公務員制度改革担当大臣、谷本龍哉内閣府副大臣、宇野治内閣府大臣政務官、立花宏事務局長、岡本義朗事務局次長ほか

4 議事次第

- 1 開会
- 2 ワーキング・グループからの報告
- 3 意見交換
- 4 閉会

5 議事の経過

- (1) ワーキング・グループの主査を務めた桜井顧問から、論点整理に関する報告が行われた。
- (2) 事務局から、麻生顧問、佐々木顧問、高木顧問から出された意見書の説明があった。
- (3) その後、意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。
 - 器の議論だけでなく、給与・勤務評価等の中味の制度設計についての議論を行った上で、器の議論に入るべき。中味がはっきりしないのに、人事局だけ作るというのは基本法制定の経緯からしてもおかしい。基本法が定める期限までまだ時間があるのだから、もっと検討を行うべき。
 - 今回のワーキング・グループでは箱についての議論はできたが、尺度の議論は行われなかった。例えば、公正・中立性とはどのようなことをいうのか明確になっていない。予算関連法案で国会に提出されると、事実上、修正が効かなくなるので、慎重に検討すべき。
 - 今回の報告書には、具体的な評価基準や具体的な運用等については検討対象とされておらず、引き続き明確にしていくべきものであるが、内閣人事局の大きな役割は示されている。

○ 勤務条件に関わる事項についての人事院権限の移管は労使関係制度検討委員会の検討結果を踏まえて措置すべきとの意見があるところ、この点については、労働基本権の議論を早急に決めてもらう必要があると考える。基本権問題の解決が遅れると、問題が先送りされてしまう。

○ 顧問会議は、ワーキング・グループに対してコンセプト作りをお願いしたと認識しているが、今回の報告書では内閣人事局が担うミッションがPDCAサイクルを使って分かりやすく分析されている。この内容は、求められたハードルを十分越えているのではないか。基準が明確になっていないとの指摘もあるが、これは内閣人事局のそれぞれの部署のジョブ・ディスクリプションのようなものであり、全てが決まらなると報告書は出せないと言っているに等しい。コンセプトが明確に示されていることで了とすべき。

(4) 質疑応答の過程で、甘利大臣より、

幹部候補者名簿に関し、ポストごとに2～3名の候補者を提示するとあるが、この方式だと大臣人事権が制約されないか。人事は、政策の実現プロセスそのものであり、閣僚・内閣が、自らの政策課題を実現できるようにするため、柔軟かつ裁量を持って適切な布陣を配置できるようにしておく必要がある。ポストごとに候補者を決めると、いわばお仕着せの中からは選べなくなり、意欲のある大臣ほど制約されるということになってしまうという問題がある。

との発言があった。

(5) 最後に、御手洗座長から

色々ご意見もあるが、顧問会議で細則まで決めなければならないわけではない。今回の報告は、100%十分とは言えないかもしれないが、よく出来ていると思う。このワーキング・グループからの報告を受け、その後この顧問会議の場に出た意見も含めて、顧問会議から甘利大臣への報告とさせて頂きたい。あとは大臣の決断を待つこととしたいと思う。

との総括があった。

(6) これに対し、甘利大臣から、

- ・ 休日を返上して精力的議論を行っていただき大変感謝している。
- ・ 今後、内閣人事局の設置関連法案を予算関連とすかどうか検討するが、必ずしも各省庁と調整できているわけでもないので、持ち返って週末ゆっくり考えたい。その上で、総理や党にも諮って最終的に方針を決めたい。
- ・ 今後の改革の工程表をきちんとオーソライズして、拙速でもなく、先送りでもないということ、国民の皆さんに理解して頂けるような姿形にしたい。

との発言があった。

<文責：国家公務員制度改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>